

解雇法制を考える

大竹文雄、大内伸哉、山川隆一編

二十日から始まる通常国会で、解雇ルールの明確化を含めた労働基準法の改正案が提出される。

日本の解雇法

制は長らく、

民法上「解雇

の自由」を保

障しながら、

事実上、判例

法理により解

雇規制を行っ

てきた。今回、労基法上

明文化されるのは解雇権

濫用法理で、整理解雇の

四要件ではない。なぜ解

雇ルールを明確化する必

要があるのか。本書はそ

の「なぜ」を理解する上

で欠かせない著作だ。

本書は、解雇規制の存

在理由と今後のあり方

を、法学と経済学の権威

一〇人により、理論的、

実証的に分析している。

本書の論点は多岐にわたるが、その一つが「法制化による予測可能性の向

解雇法制を考える

大竹文雄 大内伸哉 山川隆一 編

解雇ルールは日本に何をどう要するのか

日本の解雇法制はどうかあるべきか？

雇用不安の時代に、労基法や憲法とどう向きあうのか
多岐的考察

解雇ルールは日本に何をどう要するのか

実性の高さを意味する。

土田道夫・同志社大教授(第四章)も予測可能性を高めることを立法的課題とする。「解雇には客観的に合理的な理由を要する」との一般条項を

明文化し、解雇の類型に即した具体的な指針を設

ける。本書は、変貌する社会で、事前に、ルールをどの程度、いかなる方法で、明確化すべきかを考察している。論者により、結論は異なる。しかし、それだけに、今後必要となるチームはすべてそう

う。それは、解雇に伴う企業の努力義務の midpoint であり、手続き要件重視であり、裁判を補完する解雇紛争処理システムの整備と金銭解決のあり方である。望ましい解雇ルールの検討には、これらのシステムを総動員した上で、経験と実証を積み重ねる必要があることも、本書は示している。

（大竹文雄・大内伸哉・山川隆一編、劉草書房、本体価格三七〇〇円）

上」だろう。今回の改正案でも、解雇をめぐる労使間のトラブルを防止することが狙いだった。

大竹文雄・大阪大学教授(第五章)は、戦後の裁判例の特性を分析し、整理解雇に関する判断基準(四要件)が、時期によって変動していることを示した。時期により判決が変動することは不確

定である。大内伸哉・神戸大学教授(第一〇章)は、雇用政策の変動期に、文化でルールを固定すれば、弾力性が失われると

述べている。複雑な解雇事案に対して、裁判所の裁量にゆだねたほうが望ましいという。また、一般

本項のみの明文化であれば、現行の判例法理と大差がないことも示す。むしろ現行法理を、手続的ルール(労使協議重視で組み替えることで、内容の明確化の基準を提示する。

本書は、変貌する社会で、事前に、ルールをどの程度、いかなる方法で、明確化すべきかを考察している。論者により、結論は異なる。しかし、それだけに、今後必要となるチームはすべてそう

う。それは、解雇に伴う企業の努力義務の midpoint であり、手続き要件重視であり、裁判を補完する解雇紛争処理システムの整備と金銭解決のあり方である。望ましい解雇ルールの検討には、これらのシステムを総動員した上で、経験と実証を積み重ねる必要があることも、本書は示している。

（大竹文雄・大内伸哉・山川隆一編、劉草書房、本体価格三七〇〇円）